

海外交流審議会第6回総会

平成15年3月31日(水)

於：外務省会議室

外務省領事移住部政策課

<会議開催概要>

1. 日 時： 平成16年3月31日（水） 午後3時00分～5時10分

2. 場 所： 外務省南庁舎8階 共用国際会議室（893号室）

3. 出席者：

（委員側） 熊谷会長、手塚部会長、植本委員、大来委員、仮野委員、北脇委員、
衣笠委員、櫻井委員、佐藤委員、谷野委員、塚田委員、寺嶋委員、中谷委員、
中山委員、新居委員、朴 委員、矢崎委員、横山委員

（事務局側） 鹿取領事移住部長、山口領事移住部審議官、小澤領事移住部付検事、
三好政策課長、中山外国人課長、八幡邦人保護課長、片江特別対策室長、
大村旅券課企画官、山口外国人課企画官、岳下邦人保護課援護官

4. 議 題： 在日外国人及び日系人の長期的滞在に係る諸問題

熊谷会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから海外交流審議会第6回総会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、御多忙中のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の総会でございますが、櫻木委員と西原委員が欠席となっておりますが、会議開催のための定足数であります過半数の委員の御出席は得ておりますので、御連絡を申し上げます。また、外務省領事移住部内で人事異動がございましたので、冒頭鹿取部長から発言を得たいと思います。

鹿取部長 それでは、昨年11月の総会以降に異動となりました新しい課長、室長を着席順にて御紹介いたします。

まず、1月23日付けで八幡邦人保護課長が就任しております。続いて、昨年12月18日付けで片江邦人特別対策室長が就任しております。そして、1月23日付けで中山外国人課長が就任いたしました。また、1月26日付けで旅券課長に新しく磯という者が就任しましたが、現在、出張中でございます。改めて御紹介、御挨拶したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、本日の第6回総会におきましては、「在日外国人及び日系人の長期的滞在に係る諸問題」について集中的に議論を行うことになっております。本件につきましては、外務省以外の省庁に関わる問題も多いこともございますので、関係省庁の御理解と御協力が非常に重要でございます。そこで、前回同様、関係省庁にオブザーバーの参加を呼びかけまして、本日の会合には、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省よりの5省庁6名の方が参加をいただいております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、先月12日に第3回の外国人問題部会が行われましたけれども、その内容を手塚部会長から御紹介いただきまして、各委員の議論に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

手塚部会長 それでは、外国人問題部会で御議論いただきました内容につきまして御紹介申し上げます。

前回は「在日外国人及び日系人の長期的滞在に係る諸問題」という点をテーマに、文化ギャップ、価値観・習慣、宗教・道徳、言語政策、教育、意思決定プロセスへの参画について取り上げました。各テーマごとに議論を行うには時間が不足すると思われましたので、

これらの項目を三つのグループにまとめて分けて議論を行いました。第1は「文化ギャップ、価値観・習慣、宗教・道徳」の点でございます。第2は「言語政策、教育」。そして、第3は「意思決定プロセスへの参画」でございます。

第1点目の「文化ギャップ、価値観・習慣、宗教・道徳」につきましては、私より問題の所在について次のとおり集約して提示させていただきました。

我が国に長期にわたって滞在される外国人にとっての最大の課題は、文化、習慣、価値観等の違いを乗り越え、いかに日本社会の一員として溶け込んでいくかにあると考えます。その意味では、外国人本人が周囲の日本人の文化、習慣、価値観を理解し、それを尊重していくように努力することはもちろん重要であります。日本人側もそれらの違いを理解し、受け入れていく寛容さが必要となります。我が国に中・長期で滞在する外国人は、いわゆる不法滞在者も含めると、既に200万人を超えております。その数は今後も増え続けていくと予測されておりますし、そういう社会になると思います。

しかし、残念ながら、この10年間で高度な専門性を持つ者については、それほどの増加を見ていません。また、日系人及び研修生・技能実修生は著しく増加しておりますが、このような人々も多くの問題に直面しております。以上のことを考えると、日本が外国人にとって果して住みやすい国であるのか、日本として外国人をうまく受け入れるためにはどのような点を改善していけばいいのかなどの諸点について、改めて議論する必要があるということで御議論をいただきました。また、委員の方々からは次のような意見がございましたので、御紹介申し上げます。

まず第1は、外国人に開かれた社会の構築をすることの重要性につきまして、外国人に日本の文化・習慣について理解を深めてもらう努力は必要である。他方、この国際化の時代においては、日本人の考え方も変えていかなければならない面がある。外国人にとっても住みやすい日本をどのようにつくっていくのか、多様性を尊重するような社会をどのようにつくっていくのかというのは、日本にとっての重要な課題である。これらの問題は、もちろん関係の各省庁がそれぞれのことをなさっておるわけですが、それにまたがる話、あるいはそれを超える話でもあり、各省庁が垣根を超えて対応していく必要がある。この関連で、多数の委員から、外国人庁のような組織をつくるという案も提示されました。

第2は、外国人との交流の場の構築についてであります。外国人と日本人の間で文化ギャップ、価値観・習慣の違いによるトラブルが生じていることも間違いございません。外国人の代表者と自治体の関係者が一緒に問題を討議するための場をつくる必要があります。これらの問題について議論する際には、日本人と外国人の間では価値観が異な

ることを念頭に置き、考慮に入れる必要があるということでもあります。

それから、第3に、地域社会への統合について御議論をいただきました。外国人が地域社会に溶け込むためには、地域住民のきめ細かい協力が不可欠である。このため、外国生活の経験のある人々を含め、ボランティア等を行政が積極的に活用していく必要があるということでありまして、実際、いろいろな自治体では、ボランティア等の御活躍によってかなり外国人との統合が進んでいるというお話もございました。

その他、日本人は外国語に慣れていないために、ややもすると積極的に相手に接することができず引いてしまうということで、とりわけ文化交流やスポーツ交流を通じてお互いに歩み寄る必要があるという御意見が衣笠委員などから出されました。

それから、コミュニケーションの阻害の要因は言語にあるということで、これは次の第2点目に関連する御指摘でございます。

それから、教育の面でも、国際理解教育とか、外国人を理解をする教育というものが日本の子どもたちの教育課程の中にもあるべきであるという御意見がありました。

以上、いろいろ御議論いただいた点ですが、私のほうから集約させていただきました。

熊谷会長 今、手塚部会長から、「在日外国人及び日系人の長期的滞在に係る諸問題」の中で、特に文化ギャップ、あるいは価値観・習慣、宗教・道徳の問題につきまして、先月の部会でいろいろ議論されましたことにつきまして集約いただいたわけですが、これらの点はまことに示唆に富むものであると考えられますので、まず、これらの点を中心に議論を深めていただきたいと思います。

それでは、どうぞ委員の皆様から御自由に御発言をお願いしたいと思います。

横山委員 ただいま手塚部会長からの御報告の冒頭のところで、高度な専門性を持つ者の我が国への滞在がそれほど増加を見ていないという御指摘がございましたが、それについての御質問でございます。

せんだって、ある別の省庁の審議会で議論の後の懇談の席で、この頃、日本の企業も外国人を多数雇用するようになった。特に専門性を持った外国人を非常に多く雇用するようになった、あるいは、したいと考えているけれども、現在のビザの制度か、滞在許可の制度か、その辺はごちゃ混ぜで私もよくわかりませんが、それが非常に期限を切った許可になっているので、雇用する側のほうから見れば、大分崩れてきているとはいえ、日本の終身雇用制になじみがない。どうしても、いわゆる契約社員のなステータスでしか雇用できない。それから、今度はアプライする留学に来た卒業生のほうから見れば、日本企業はそういうステータスでしか雇用してもらえない。日本の企業において昇進していくと

いう道が開かれていないという不満があって、結果として、まさにここに御指摘のように、専門性のある人材を日本の企業が雇用しがたいという御意見があったのですけれども、その辺はどういうことになっているのか。もしもそれが真実であれば、それが1つの入口として、専門性を持った人材が増加していないということになったのではないかというふうに思われますが、その辺につきまして御説明をいただければ大変ありがたいと思います。

熊谷会長 手塚部会長、何か説明がありますでしょうか。

手塚部会長 今おっしゃられた点は、とりわけ専門性の高い在留資格は、入管法上は技術並びに国際業務等々であります。その技術ないし国際業務については、やはり当初の在留の受け入れが2年とか3年という期限が付されている。これを数回繰り返せば、私の意見であります。定住資格に切り替えられるようにして、定住の方についても在留資格の更新がございますが、こういうものについては非常に簡単に更新ができるようにしていく。あるいは、永住に切り替えるという方向も簡単にできるようにしていかなくてはならないだろうと思いますし、それらの点は、むしろこちらというよりも、法務省の入管局との関係であります。今後、御指摘の点は御議論していくつもりであります。

熊谷会長 これについて、事務局のほうから何か説明がございますか。

中山課長 外国人課長でございます。今、手塚部会長から御説明があったとおりでございますけれども、基本的には法務省の入管局で決める在留資格の問題でございますが、1点補足させていただくとすると、最近、私どもで承知いたしておりますのは、法務省のほうでも、在留資格の期間が大体1～3年でございますけれども、更新は問題がなければ認めるということで運用しているようでございますし、それから、永住につきましても、以前よりは認められるケースが増えてきているというように伺っております。残念ながら、今日は法務省の方はいらしていただいているものから、できれば、また別の機会を設けまして、法務省のほうにも御意見を言うていただく機会が設けられたらと思っております。

熊谷会長 今の横山委員の御質問に対する手塚部会長及び事務局の回答につきまして、何か御意見がございましたらお受けしますし、また、ほかの問題でも結構でございますから、どうぞ御発言をお願いいたします。どなたかございますか。

高度の専門性を持った人がほとんど増加しないで、そうでない方のほうの増加があるわけですが、それによるいろいろな問題点はあると思いますけれども、何か御質問というよりも、むしろこの審議会としての御意見などがあれば大変ありがたいと思いますが。

仮野委員 問題提起という意味で2点ですが、1つは、ここにあります外国人庁のよう

な組織をつくるべきだという意見があったと紹介されていますが、これはどういう趣旨であるのかお伺いしたいと思います。といいますのは、もちろんどういう趣旨であるかを聞いた上でないと判断できないところはあるとは思いますが、一面ではよさそうに見えるけれども、こういうものをつくれれば、すぐにうまくいくのかという心配が1つと、ふと受ける印象が、外国人をやさしく受け入れようという意図ではあるのだろうけれども、何となく外国人を切り離すような形にならないかという印象を持ちました。印象論です。恐らく、私の印象は間違いだろうとは思いますが。

ただし、もう1つ、今、こういう機関を新たにつくる必要性が国の財源面も含めてあり得るのか。あるいは、可能性として十分実現可能なのかどうかというようなことも私としては首をかしげます。今はそういう組織をつくるよりも、外務省をはじめ、いろいろな省庁が既にある、基本的にはそれぞれ既に担当している人がいるわけで、うまくいかない理由は簡単で、枠が決まって縦割りでやっているからだという面があると思うのです。そこは、それこそ今の中央省庁再編で縦割り行政の弊害が強く指摘されて、それをなくしていくんだというシステムが今進んでいるわけですから、そちらのほうにウエートを置いた枠組みづくりのほうがいいのではないかというのが私の考えです。

もう1点は、これは後ほど当然ながら議論が出るだろうと思いますが、意思決定プロセスへの参加であります。これについては、そのときに発言させていただくつもりですが、やはり外国人の参政権というものについて、当審議会も何らかの意見を主張すべきである、立場を主張すべきであるというふうに思います。

熊谷会長 ありがとうございます。それでは、外国人庁の問題について、部会でいろいろ議論されて、多数の委員からそういう案が出されたということですが、そういう御提案をされた方から、何か反論なり、あるいは考え方なり……。

谷野委員 私は言い出しっぺの1人でありましたので若干のことを申し上げたいと思います。その前に、今や「第3の開国」、いよいよ人の面での開国の時期だとか、本屋さんに行きますと、「人材開国」といった本も並んでいます。しかし、私は言うは易しく、実は容易ではないと思うのです。そのことからまずお話ししたいと思うのですが、やはり問題は、私たち日本人1人1人の意識の問題です。そこが徐々にでも変わっていかないと……。ですから、それには教育の問題もありましょうし、いろいろな問題があると思いますが、日本の国民の閉鎖性が一番のネックだと私は最近つくづく思います。外国人に対して差別しない、非差別、あるいは原則として平等ということになるべきです。戦後日本は、長い間、例えば政府の造るルールも外国人はだめ、例外的にちょっと認めてやる。但し、

原則としてだめと、そういうことできたと思うのです。ここ十年ぐらいは、いろいろな条約に入り、国際法の手当もととのって、ずいぶん変わってきたと思いますが。

ちょっと生意気な言い方でありませぬけれども、反省も含めて、そういうルールをつくってきたのは政府だと私は思うのです。そして日本の社会は「お上」のやり方を見て、世間はそれにならうというところが多分にあります。私が現役時代にやった仕事のひとつは、在日韓国人の人たちの指紋押捺廃止問題で、国賊のように言われました。政府で、それぞれの省庁は非常に熱心。しかし、所詮は縦割りで取り組む。その結果、いろいろな障害をそれぞれの省庁が必要以上に日本に居住する外国人に造ってきた。

ですから、そこで外国人庁の話になるのですが、私はやはりそれを横串で、(確かにおっしゃるように容易ではないと思いますけれども) みている期間が必要だと思うのです。容易でないから提言しなくていいというものではないと思います。私は環境庁を造ったことなどを思い出すのです。発足のときは関係省庁との間にいろいろ軋轢がありましたが、今は省になり、立派な仕事をしている。それから、私の現役の時は、男女共同参画室という部署が総理府にございましたが、今は局になっている。やはりそういう組織が必要ではないか。政治のいい意味での指導をいただきながらやらなければいけない。外国人の問題は政府がまず率先してやりませぬと、民のほうからはなかなか出て来ませぬ。

人種差別撤廃条約というのがあって、あれはたしか95年にやっと批准したのですが、少なくとも一頃までは日本政府はこれすら批准できなかった。それから、さっき話があった地方の参政権の問題。憲法をご覧になっても、国政に携わる「国民」という概念と、地方自治に関わる「住民」と書き分けてあるわけです。ですから、地方自治への、特に在日の方々の参政権というのは認めて然るべきだと私は思います。皆、税金を納めているのですから、もっとも朝総連という非常に悩ましい存在があるものですからなかなか厄介ということはある。朝総連系の人たちだけを区別するというのは法律的になかなか難しい。そこが非常に悩ましいところですが。

私は何を申し上げたいかというと、在日の外国人への対応は、受け入れの問題もふくめて政府が先頭に立って方向づけをして、哲学をもって一步一步やっていくべきだと思います。徐々にということ強く言いたい。日本政府がある時、政策を大きく変えて南米の日系の人たちを大量に入れ始めた。しかし、あれは私は安易にすぎたのではないかと思うのです。どうしてあんなことをしたのか。このしわ寄せを食っているのが、今やその多くがグレてしまった子どもさんたちです。こういうとっさの思いつきで何らの準備もないまま新しいやり方を導入した結果、子どもたちが犠牲になるというのは耐えられない。ですか

ら徐々にということです。しかし、方向はやはり“第3の開国”ということではあると思います。

熊谷会長 今回の谷野委員の御意見、それから仮野委員の御意見も、いずれにしても外国人問題について、もう少し行政の面でも積極的にいろいろなことを考えなければいけないということにおいては、同じ意見だろうと思うのですが、一方において、谷野委員の意見は、行政が先頭に立ってやるためには横串を刺すという意味で、こういった外国人庁のような組織が、むしろ今のような縦割りの中では必要ではないかというふうに私は受けとめました。仮野委員のほうは、しかし、既にあるのだから、今の組織を活用して、そういうことを前向きに考えていけばいいのではないかというような御意見だと思っております。

新居委員 私も外国人庁をつくったらいいのではないかというふうに思う1人です。今、日本で働く外国人が80万人に近くなろうとしていますし、現にもう200万人を超える人が日本に住んでいる。これは、ちょっとした県の人口の大きさがあるわけですね。在日外国人は、これから増えていく。FTA交渉がこれからアジア各国と本格的に始まっていくということになるわけで、在日外国人が増えることは間違いない。そういう状況の中で、やはり総合的な外国人政策を立案して、それを実行していくということ、もうそういう段階になってきている。それで、外国人問題についての各省庁の協議の場というのはあるようですけども、やはり恒常的な組織をちゃんとつくるということ、情報を共有化するということ。外国人問題というのは、問題が非常に多岐にわたっているんですね。何か問題があるたびに集まって協議するというのではなくて、やはり恒常的なこういう組織というものがないといけないのではないかと。もうそういう段階ではないかというふうに思っています。

それと、役所が必要だというそのほかの理由として、在日している外国人が、いろいろな問題が起きた場合に相談する国の窓口といいますが、日本の社会でやっていく上で手助けをしてくれる窓口がないということです。これは自治体はやっています。しかし、国の責任で、外国人を入れておきながら、個々の問題の処理は自治体がやっている。これはちょっとおかしい。やはり国がちゃんと責任を持つべきではないかというふうに思います。

それからもう1つ、外国から日本にやってくる人に事前のいろいろな情報をもっとちゃんと提供しなければいけないと思うのです。情報がなくて日本にやって来て、子どもの教育の問題とか、就労の問題とか、いろいろな問題にぶち当たって、知らなくて非常に戸惑っている外国人もいる。例えば、日系のブラジル人などはそういう例が多いのではないかと。ですから、国として、日本にやって来たいと思っている人たち

に事前に情報を提供する。そういう機関、窓口というものがあっていいのではないか。

それから、縦割り云々ということに関係するのですけれども、小泉改革をずっと見ていても、なかなか進まないのは役所の縦割りなんです。だから、今のような、それぞれの役所が事あるごとに集まって協議するというのではなくて、きちんと役所をつくってしまえば、もっと情報が共有化されて縦割りは多少は解消されるのではないかというような気がしております。そういうことで、この際、行革をやっているときにこういうものがということがありますけれども、必要なものはつくればいいというふうに私は思っております。

熊谷会長 外国人庁の問題にちょっと集約し過ぎたきらいはあるのですが、しかし、そうは言いながらも、この中にいろいろな問題が含まれているようにも思いますので、なお別の御意見がありましたら。では、部会長からお話しいただいて、あと北脇委員、お願いします。

手塚部会長 私のほうから、こういう提案が出てきたバックグラウンドについて2つぐらい申し上げたいと思います。

1つは、日本は、外国人が増えてきて、それを受け入れる枠組みをつくりましたのは1989年（平成元年）の入管法改正であったと思います。それ以降、各省庁では、外国人が受け入れられた場合には、それぞれなすべき事項を決めています。例えば外国人を雇い入れている企業は社会保険に入りなさいというようなことをそれぞれ決めております。

しかしながら、決めていただけであって、一步も進まないというのが89年から今日に至る間の状況でありまして、しかも、その中で、当初は十数省庁が、現在では18省庁の連絡会議というのがあるようですが、ほとんど各省庁ではどういうことをやっているという情報交換ぐらいに終わっているということも伺っております。やはり日本が今後、いわゆる人を受け入れる、あるいは国際的な社会の中で生きていくための国の方向というものを決めるような場があって然るべきだろうと。

実際に、EUでも人の移動については、第5局だったと思いますが、1つの大きな「局」があってやっておりますし、例えばヨーロッパの大国は、それぞれ外国人の担当の「庁」と言ったものですから、仮野委員も行政改革に逆行するのではないかという御意見だったと思いますが、ある意味では、アドバイザーといいますが、直接、内閣府あたりに、今日、御関係の方がいらっしゃいますが、首相や官房長官に対するアドバイザーとして、あるいは国のイシューとしてこういうことを決めていって各省庁に働きかけるというようなことをやらなくてはいけない場が実際には日本にはないわけですし、これを何とか早く

つくっていただきたいという気持ちで、「庁」という言葉はこの際留保しておきますが、そのような小さな組織であっても、あるいは小さなセクションであっても、外国人の受け入れ、あるいは日本の国内における外国人の問題を総合的に判断する。あるいは大きな問題としては、国連やOECDから言われておりますように、少子・高齢化で日本は毎年50万人受け入れたらどうだというような提言もあるような時代であります。そういう問題について、どこも対応していないということがありますので、多くの委員の方々と御議論の上、部会では、そういうものをぜひ国の中につくっていただきたいということでございます。

外務省のこの審議会は、確かに1つの権限を持っている、つまり国内における外国人の問題を扱う、あるいは、そういう権限があるようですが、しかしながら、全体の省庁を超えた提言ができるような場ではないということもあって、そういうものを更に必要とするのではないかという意見でありました。

熊谷会長 では、北協委員のほうから。

北協委員 今の手塚部会長さんのお話とほとんど重なるのですが、外国人庁のような組織といった場合に、組織のあり方というのはかなり幅があると思うのです。部会の中でも発言してまいりましたが、私どものように、いわゆるニューカマーと言われる外国人が多い都市が外国人集住都市会議というものをつくっていろいろな提言をしております。

その中で出てきていることは、例えば社会保障の面で、保険の狭間に落ちて無保険になっているような状態を解消すべきだということとか、外国人の子弟の教育についてもう少しきちんとした仕組みをつくるべきだとか、そういうことを言っているわけで、それがなかなか進まない。これを進めるためには、政府の中に、ここにあります在日外国人及び日系人の長期的滞在に係る諸問題を取り扱う組織をつくってほしいということまで提言をしております。ただ、その組織をどうするべきかということまでは私どもはまとまった考えとしては言っていないのですが、私自身の考えとしては、今言った社会保障とか、教育とか、それぞれの担当の省庁がありますので、それを包括的に扱う組織としては、例えば内閣府などに1つの推進本部的なものを設けることによって、ある意味ではトップダウン的に調整をしていくというような、そういう組織が適切ではないかというような考え方を持っております。それも1つの考えということですが、そんなことで、外国人庁のような組織といっても、いろいろな考え方があり得るのでないかというふうに思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。

中山委員 確認といたしまして、以前、領事移住関係をテーマとした庁というのがあ

ってもいいのではないかというような話が出ていたと思いますが、外国人問題だけではなくて、領事移住の問題全体を扱う庁というような考え方とはどういう兼ね合いになっているのでしょうか。

もう1点は、先ほどお話がありました、実際には地方公共団体の役割というのは大変大きいかと思ひまして、もちろん政府としてやらなければいけないものはあるでしょうが、それはガイドライン的なものであって、相当部分は地方公共団体にもっと権限なり、考え方を任せていくということも必要ではないかと思ひているところですが、このあたりを教えていただければありがたいと思ひます。

熊谷会長 領事移住部長か、課長か、どなたかこの問題を・・・。

鹿取部長 今までも、省内で領事の問題を扱うときに領事庁というものをつくったらどうかということではございました。しかし、新しい省庁、新しい組織をつくるというのは基本的になかなか大変なことです。また、新しいものをつくる場合に、では、本当に領事移住部がいいのか。経済協力が議論されたこともございますし、ほかの分野もある。それで、結局は、新しい組織をつくるという議論はなくなりまして、領事移住部についても、省内の中で強化していこうという方向で今動いており、今年の8月1日には領事局ができるということでございまして、領事移住部については、これを外に出すという議論は今と見えなくなっています。

熊谷会長 今までのいろいろな議論の中で、大方の御意見では、そういう外国人庁をつくるかどうかはともかくとして、対応する場というものは必要であると。日本にはそういう場がない。また、各省庁が縦割りになっていて、そういった横串を刺すということはなかなか難しいけれども、既に外国人の人口からいっても1県に匹敵するし、相談する窓口とか情報の提供、そういった対応をする場は必要であるということが今までの御意見ではなかろうかと思ひます。あと、交流の場の構築とか、地域社会の統合とか、いろいろな問題もあると思ひますが、そういった観点から、櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員 そういった観点かどうかかわからないですけども、何を議論したいのかが今ひとつ私には見えておりませんで、まず、何かしら組織的なものをつくるにしても、海外交流審議会に言われる筋合いはないといひますが、縦割り行政ですから。その辺の話もよくわからないのと、基本コンセプトとして精神論をやりたいのか、あるいは、外国人の資格制限等々、いろいろな個別法があるわけですので、そういう話をやりたいのか。はたまた、そういうことをやるための前提としてのものの考え方みたいなものを一種啓蒙的にやりたいのかというようなことを疑問に思っております。それが1つです。

それから、外国人といっても、今の問題提起にもありましたように、不法滞在者のような人と専門的な人はやはり違うわけですので、受け入れるといっても、不法滞在者を受け入れるというのはある種概念矛盾でもございますし、違う観点が必要ということになりますので、何か前提として外国人と仲良くしましょうとか、受け入れましょうという議論のような感じですが、そのあたりを含めて、ちょっと議論がぬる過ぎるのではないかと思いますし、やはり要としては法務省とか警察庁とか、そういう人たちが参加してくれないとどうしようもないかなという気がしております、今日の議題の背景は何だろうかということをお願いしたいと思います。

熊谷会長 非常に鋭い御指摘ですが、手塚部会長からその辺を・・・。

手塚部会長 おっしゃるとおりでありまして、私どもの部会は哲学を語る部会ではございません。ですから、現実に日本の国内に 200万人の外国人がいて、そこでどういう問題があるのかということについていくときに、時系列的に中・短期で来られている方と長期的に日本にお住まいの方と、そういう中で、後ほども触れますように、言語の問題とか、あるいは教育の問題とか、その他、既に雇用労働の問題、社会保障の問題等々につきまして議論をしております。

それで、この部会の議論と、その前提のいろいろな議論をつくりますワーキンググループには、各省庁の担当の課長クラスの人たちが出てきてくださって、それぞれ個人としての意見でありますけれども、どういう方向でこちらの審議会が部会としての提案をまとめるかということ。例えばの話、現実に 200万人いる中の、集約的に問題が出てきているグループとしては、23万人ぐらいいる日系人の方たちは、現実には中・短期から長期の滞在に変わりつつあって、そこでさまざまな問題が起きている。例えば子どもさんが学校に行かないとか、ドロップアウトして犯罪に走るとか、そういった問題が出てきていて、こういうことをどうすればいいのかということが具体的に話し合われてきております。

ただ、国としての大きな問題を考える場がないので、そこで最初の外国人庁という言葉は留保しておきますけれども、特に政府としての意思を決める組織をつくるべきだという議論が出てきたわけでありまして、一般論を論じるために私の部会は議論してはおりません。よろしゅうございますか。

櫻井委員 ここでは何を指して議論するのですか。

手塚部会長 その場合に、ここの総会で、部会の議論はとして、中・長期の滞在に関わる問題を議論して、3つの点で議論がありました。1つは、外国人の文化的な違い、あるいはその他の違いを乗り越えていけるような、日本と、あるいは各地域社会への統合を図

っていく中でどういう問題があるのかということの議論を、先ほど私のほうから取りまとめて御紹介したとおりであって、それで委員の皆様、それに付け加える、あるいは、それに対して御意見をいただけたらということでもあります。

ですから、今日は3つの論点に集約しておりますが、1点目が「文化ギャップ、価値観・習慣、宗教・道徳」の問題で、これは今は日本ではまだ小さい問題になっておりますが、世界の情勢を見ますと、すごく大きな問題になっているのは御案内のとおりでありますから、それを日本として、私たちはどう対処していくべきかという議論です。

それから、第2点目は言語政策と教育の問題。

第3点目は、意思決定プロセスへの外国人の参画という問題で御意見をいただきたいということでもあります。

仮野委員 外国人庁に関して言いますと、私は少数意見のようなので一言言いわけをしたいのですが、私も、外国人受け入れ問題を否定的に考えているわけではありません。我々日本人のよく使われる言葉であります、“内なる国際化”が進まない限り、外国人受入問題というのは簡単に進まないだろう。それは、最終的には日本人の一種の狭い心みみたいなものが壁になっていると思うのです。ですから、簡単に言うと、政治家や我々市民が国際性を持とうということに尽きるのではないかと思うのです。そこが、この閉鎖的な社会の中でなかなか進まないから、相変わらず差別や阻害というものが行われているのではないかと思うのです。

その意味から言って、例えば国家として外国人庁なるものをつくり、これは仮称でしょうけれども、国家としての意思を示すという意味合いではわかるのですが、今、日本の政治及び行政機構を見ていると、逆に言うと、そういうものをつくったらおしまいというところがあるのです。組織さえつくってしまえば何となく物事が進むみたいな空気があります。

一方、最近、たしか食品安全庁というのがつくられました。これは、農林水産省の方がいれば一番詳しいのですが、例のBSE問題が起きて、今まで生産者サイドに立っていた農林水産行政を、消費者サイドに立とうということにしたわけですね。これは当然の時代の流れであって、まさに遅かったわけですが、この食品安全庁をつくったのは、やはり内閣主導で一気につくってしまったわけです。

私が言いたいのは、結局のところ、“内なる国際化”なるものを進めるには、政治家がもっとリーダーシップを持たないといけない。ここには政治家がいないからガンガン言いますけれども、いてもいいのですが。要するに、これは後ほど出てくるであろう外国人参

政権問題などにも関連してくるのですけれども、そこは、やはり政府全体という意味で言うと、政治家たる総理大臣を筆頭とする内閣がその意識を持たないとなかなか進まないだろうと思います。何か新しい役所をつくらうとって精力を使っていくよりも、この時代ですから、浜松市長さんたちもそうですが、問題解決をすぐにでもやらなければいけない立場にいる方が多いわけです。新しい大組織とは考えておられないようではあるが、組織をつくることに精力を使うよりも、現に内閣府及び内閣官房というものがあり、例の省庁横断的に政策調整権なども内閣官房に付与されたわけでありまして、そこが指導性をもって各省庁を引っ張っていくというような提言のほうがスピーディーに進むのではないかという意味を私は言っているわけでありまして。役所をつくることにエネルギーを使い切るよりも、そのほうが早いということを言いたいわけです。それは、結果として、名前が外国人庁になるのか、あるいは外国人問題大プロジェクトチームということになるのかわかりませんが、政治家にもっとリーダーシップを発揮させること、つまり政治家にわからせる努力がまず必要ではないか、そういうふうにいるわけですから。

熊谷会長 このような複雑な問題をわずかこの30～40分で議論しろということのほうが誠に無理なのですが、問題の所在は、どういうところに問題があり、何がどうなのかということについては、各委員は恐らく共通の御認識だと思うのです。我々の審議会としては、少なくとも何か具体的に何から手をつけていけばいいのか、どうすればいいのかということ、どこを議論したいとは思っておりますので、むしろ問題の所在とか背景などについてはもうわかったということの上で、具体的な議論をさせていただきたいと思っておりますが、その1つの例として、むしろそういった窓口というか、横串を刺すための省庁が必要なのか。あるいは、そうではなくて、何か具体的な課題からでも、1つずつでもどこかが責任を持って解決することを提言していけばいいのか。そういうようなことで審議会が、いわば非常に具体的な問題を提言することのほうが私は大事だと思っておりますので、そういう中で、今のような、例えば外国人庁をつくるというのも具体的な提案ですし、そうでなくて、むしろ非常に深刻な問題からまず具体的に審議会として、どこの省庁がもっとこれをやれということも一つの提案だと思っております。なるべくは抽象論でなくて、具体的な議論のほうに御意見をいただきたいと思っております。

寺嶋委員 大分問題が整理されてきたように思いますが、一口に外国人の受入問題といっても、どの程度、どういう人を受け入れるべきかという入口の話と、それから合法的に受け入れられた人たちをいかに日本の社会にスムーズに定着していただくかという問題とがあって、今日、3つほど挙げられているのは後者のほうだと思うのです。これは、問題

によっては対立もあるかと思いますが、各省庁の政策というか、スタンスが強烈に対立する問題ではないと思いますので、この審議会でかなりの程度、ものを言うことができる部分ではないかと思います。そういう意味で、今、会長がおっしゃったような方向で進んでいいと思うのです。

他方、どれくらい外国人労働者を受け入れるかという、極めて大事ではあるけれども、省庁によって非常に態度の違う問題、これは正直申し上げて、なかなかこの審議会の手に負にくいものではないかということ、前にも申し上げたのですが、今日配られた資料を見ますと、外国人の就労制限というなかなか立派な参考になる資料が出ておりますので、やはりこの問題にもこの審議会として正面から取り組まれる覚悟でお出しになったのか、これは後から伺おうかと思ったのですが、この問題は、もちろんある程度議論すべきだと思いますが、最終的には、非常に高い次元で国の政策として方向づけをしないとなかなか前には進まなくて、省庁間の対立、とりわけ法務とか警察という治安を守る立場の省庁と、それ以外の省庁の立場というのは大変違うと思いますので、これは更に高次の次元での議論をやってもらいたいというような要望ならできるかと思うのですけれども、ここで明確な方向付けをした結論を出すのは大変難しいような気がしております。ですから、繰り返しますが、今提起されているような問題をどんどんこの場で進めたらいかかと思えます。

熊谷会長 ありがとうございます。手塚部会長、何かございますか。

手塚部会長 今、それぞれの委員の御意見をいただきましたけれども、言っていることは変わらないと思います。ですから、仮野委員に誤解があったのは、「庁」という言葉を組織をつくることに全力を挙げるといふ具合にとられたようですが、やはり日本の国の、特に政治の問題についてどこも考えていない。あるいは、政治家のトップなり政治家の方々に問題提起をする場がないということから、例えばEUの例を出しましたが、ドイツの場合は、現在は変わっておりますが、前の外国人担当の政府のスーパーアドバイザーは、ジスムートさんという女性の前下院議長さんなどがやっておられました。そこでは、ドイツの場合も外国人がたくさん行ったり来たりしている中で、どういう問題があるのかということに適時提言をし、かつ情報を集約し、方向性を、例えば具体的な政策についても、こういう点が足りないというようなことを打ち出しているというやり方をしております、これに類するような組織はヨーロッパ諸国は大体持っているようであります。

ですから、それに相当するようなものが日本にないことは事実でして、そのことを各委員の皆様がおっしゃられたものを、ちょっと「庁」という言葉に走ったものですから、出てきているということですよ。

それから、もっと大きな問題で言えば、日本が長期的に外国人が住みやすい世界にするという中で、言語政策や教育やその他の問題は後に委ねるとしまして、先ほど来ありましたように、外国人が来ても、日本では終身雇用で日本人と同じような条件で雇ってもらえないではないかといった中の一環として、前回の部会で、外国人が例えば公務員なり、いろいろな仕事に就くのに制限があるのはどういうところがあるのかという質問が出ましたものですから、それについての資料を集約して、寺嶋委員のさっきの御指摘の資料は、皆様のために出したほうがいいたろうというので出させていただいたものであります。ですから、これはこれでこの議題にするということではございませんので、参考の資料でございます。

熊谷会長 それでは、大分時間が経過していますので、まだまだ第1点、第2点ということではなくて、いろいろな問題は出していただいて結構ですが、宗教・道徳についての問題もまだ出てきておりませんけれども、まず、そういった問題も踏まえて、「言語政策・教育」の問題にまず移ろうと思いますが、「言語政策・教育」についての問題の所在について手塚部会長にお話しいただく。そして、いろいろな議論の過程で前に戻っても結構ですし、そういうような形でやっていきたいと思えます。

それでは、第2点の「言語政策・教育」について、手塚委員からまた御説明をお願いします。

手塚部会長 部会の議論は次のような点の問題提起と御議論がありましたので、御紹介申し上げます。

長期に滞在する外国人が、日本社会に溶け込めるかどうかの鍵になっているのは日本語能力であります。日本語をある程度習得できなければ、結局、お互いに壁ができてしまう。文化、習慣、価値観の違いを乗り越えることが難しくなります。他方、それが越えられればやさしくなるということでもあります。長期に滞在する外国人の子どもたちにとっては、日本語の習得が極めて重要です。最近、とりわけ懸念されている点は、日系人の子どもたちが学校に行かない。即ち、不就学でいる問題であります。両親が働きに来て、お金を稼いで、数年間で持っていきたいという気持ちがあるものですから、昼間、子どもたちを町の中に置いたままにして、それで、町の中にいる子どもたちは結局非行に走るということになります。具体的なデータ等は申し上げませんが、未成年者の犯罪の中で、現実に日系人の子どもさんたちの占める比率というのは非常に高いわけでありまして、そういう問題があります。

その根底には、あくまでもやはり日本語の能力が十分でないということがありまして、

文部科学省も必要な学校に課外教員を派遣するなどの措置をとっておりますけれども、自治体からは、まだ対応が不十分であるという声が聞かれております。NGOやNPOが課外授業を行うなど、行政で十分に対応できない部分を補っているのが実態のようでありませぬ。

他方におきましては、我が国には多くの外国人学校がございます。多くの国の言語とカリキュラムに基づき教育を行っております。日本語で日本のカリキュラムに沿った教育を受けることが多くの外国人の子どもにとって容易でない実情を見ると、これらの学校の果たす役割は重要であります。最近、外国人学校の卒業生に国立大学の門戸が開かれるということにもなっております。その点では一歩進んだという具合に評価しておりますけれども、他方、最大の子どもさんたちの数のいるブラジル人学校は、公的支援が得られない状況にあるという指摘も聞かれまして、これらの点を部会で議論いたしました。部会での委員の方々からの意見では、次のような意見がございましたので御紹介申し上げます。

日本語教育に関する国レベルの方針の作成が重要である。外国人の新来者に対して日本語教育をどのように行っていくのかについての国レベルの基本的な考え方を示した言語政策が必要であるということでありませぬ。

それから、公立の小中学校では、外国人の子どもに対してどのような教育を提供しているのかについての明確な方針が今のところない。文部科学省もかかる方針を示していない。このため、公立の小中学校においては日本人の教育が優先され、外国人の子どもへの対応が二の次になっているという現実があるという御指摘がありました。

それから、義務教育は、日本人のみならず、外国人の子どもに対しても義務教育を明確にすべきである。目下のところ、外国人の子弟は、希望すれば無償かつ無条件で教育を受けられるということになっておりますが、一層踏み込んだ議論になっておりませぬ。外国人の子どもにも教育を義務づけなくてはならない。また、義務づける以上は、子どもたちにどういう市民になってもらうのかという理念まで議論されなくてはならないということでありませぬ。

御参考のために申し上げますけれども、1カ月ぐらい前に、日系人の問題中心でありますので、中南米局の主催で、この問題でのシンポジウムが外務省で開かれました。そこでブラジル側の代表もはっきり言っていることは、世界の国の中で義務教育に子どもをきちと親がその義務を果していないような状態で放っておいていいという国は日本だけではないかという指摘があったぐらい、厳しい批判もございました。

それから、外国人学校への支援も必要であろうということでありまして、外国人学校は、

日本の教育制度の中では、いわゆる各種学校の認可の基準、これは御参考までに資料が入っておりますが、そういうものにすら当たらないということで、私塾の扱いになっている。外国人学校への支援を得るため、各種学校としての認可がなされる必要があるだろうと。各種学校の場合には、校地や校舎については、従来の国の一般的な規則では自己所有ということが基本的な要件となっているということですが、この要件の緩和を検討する必要があります。これは、文部科学省とのそういう議論をした中では、各都道府県にそれを委ねているということで、本日お配りしました資料で「各県の各種学校設置認可審査基準」というのがございますが、従来の要件を緩和しているところと、従来どおりというきつところと、それぞれ調査をした限りにおいてはございますということをお願いしたいと思います。

それから、日本語習得の支援であります、外国人の子どものみならず、成人に対していろいろなレベルで日本語教育を行うことが必要であります。例えば文化教室とか、成人教育、生涯教育等の場で日本語を使用しての学習も考えられ、このような場を利用して、例えば成人教育や生涯教育や文化教室などは日本人が主に参加しているわけですから、そういう場の中に外国人の方もどんどん入って行って、交流を深めることも有効である、そういうご意見が出されましたし、そのような方向が確認されております。

それから、その他の意見としましては、アメリカでは地域のコミュニティが教育問題の心配をして、通訳の手配をしてくれる。あるいは、例えば英語の教育の手助けをするなど、そういう地域の援助、温かさというものがございます。それから、日本語習得支援に際しては、スペイン語圏やポルトガル語圏在勤者、スペイン語・ポルトガル語を大学でとっている学生をボランティアとして積極的に活用していくということが重要ではなかるうかという指摘。それから、経済的に学校に行けない子どもたちに対しては、むしろ企業は親に仕事をしてもらっているわけですから、そういうところからの寄付金も募って、子どもの教育に還元していくということも必要だろう。

私たちの部会や検討のフォローアップの会議には、企業側の代表であります日本経団連のほうからも参画をさせていただいておりまして、そういうことも経済界では議論をしているようであります。御参考までに申し上げます。

以上であります、よろしく御議論いただきたいと思っております。

熊谷会長 今、手塚部会長から、「言語政策・教育」に関しての部会での意見の交換、問題点の摘出、そういったことについて御説明がありましたが、日常、この問題で一番具体的にいろいろ行政の面で御苦労されております北脇委員から何か御発言がございます

しょうか。

北脇委員 それでは浜松市のほうからも資料をお配りさせていただきましたので、それに沿ってちょっとお話しさせていただきたいと思います。

「浜松市における南米系外国人学校を巡る諸課題と取り組み」という表題の資料ですが、外国人学校を巡る問題点、これは今、手塚部会長さんの取りまとめにあったとおりで、外国人学校は法的には私塾の扱いであるということで、経営基盤が不安定であるとか、授業料が高額であるとか、この点については大体4万円ぐらいということで、私どもの調査によります南米系外国人の平均的な収入が月10～30万円ぐらいということですので、その中で4万円というのは非常に高い額になっております。

それからまた、法的な人格がないということで公的支援ができないというような問題もございます。そのネックになっているのが、真ん中に書いてあります「認可における従来の運用」ということで、校地・校舎は原則として自己所有という、ここがネックになっているということでございます。この辺を突破して、準学校法人、あるいは各種学校への認定ということができるようになってくれば、問題がかなり解消されてくるのではないかと思います。

それで、どんな取り組みをしてきたかということが下に書いてあるのですが、まず最初に、「浜松市の取り組みと国・県の対応」の一番最初に書いてあるのは、先ほどもちょっと触れました外国人集住都市会議ということで、こういうことを問題提起をしたということです。

2番目に、構造改革特区第2次提案修正というのがあるのですが、これも構造改革特区を利用して提案をしたところ、文部科学省の回答は、四角の中に書いてあるのですが、2つ目の黒ボツで書いてあるように、具体的な許認可権は都道府県が有しており、都道府県の判断で対応が可能という考えでございました。

その次の取り組みとしては、地域再生プログラム、地域再生構想というのも今の小泉内閣で出ておりますので、こちらのほうの提案を活用して、設置許可の権限を県から市町村に移譲することを提案したのですが、これは不採用になりました。

結局どうなったかということ、最初の構造改革特区の申請のほうが生きてまいりまして、静岡県は2004年度から外国人学校の準学校法人・各種学校認可の審査基準を緩和し、地元市町村が要望すれば借用でも構わないというふうに改めることを決定したという進展がございました。それは、先ほど外務省の領事移住部外国人課でお取りまとめいただいた資料の中に、静岡県の扱いということで出ていますとおりでございます。

そんなことで、長々紹介して申しわけございませんでしたけれども、外国人学校を巡る問題点ということについては若干の進展はあるということをご紹介させていただきたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。今、大変御苦労されている浜松市の実態と、そして具体的ないろいろな取り組みの御紹介があったわけですが、先ほどの議論の中でも、この審議会はやはり具体的な提案をするということを中心に考えたいと思いますので、今の浜松市の例も踏まえ、何か委員の方の御意見を賜りたいと思いますが、この教育の問題は、今のはブラジル系日系人の問題であったわけですが、広く長期に滞在する外国人の、今、部会長の説明にもありましたけれども、日本語能力の非常に大きな問題がある。そしてまた、教育の実態が、今のいろいろな制約があって、それがまたいろいろな社会問題と呼んでいるというような中で、何からどう手をつけて、どう考えていったらいいのかというようなことについて、御質問でも結構ですし、御意見も賜りたいと思います。

大来委員 今の浜松市のお話は、大変参考になりましたし、また、その御努力に敬服いたします。こういう外国人学校の問題と、それからもう一つ、この「部会の主な論点」という資料で出てきているのは、日本語教育の話でして、この両方が重要だというふうに思われます。特に日本語のほうは、さっき御議論のありました文化ギャップのほうにも関係してくるわけで、日本語教育と外国人学校、これが外国人問題にとってかなり大きな政策的なてこになり得るのではないかということが、いただいた資料の中から見えてきます。そうしますと、こういう問題というのは、かなりの程度、文部科学省の守備範囲に入っていると思われまますので、先ほど外国人庁についての御議論がありましたけれども、文部科学省という一つの省の中での御努力でかなり事態を改善することができるように思われます。この審議会は外務省が事務局となっていておられます関係で、直接、文科省にお願いすることはできませんけれども、外務省を通じて、この審議会として文部省にいろいろ御努力いただくというメッセージを送ったらどうかという気がいたしました。

熊谷会長 ありがとうございます。今の問題はどうか。手塚部会長から何か。

手塚部会長 その点では、もう既に何回も接触を個別にも部会長としても持ちまして、文部科学省のほうに積極的に働きかけもしておりますし、意見の交換もしております。とりわけ、なお足りない点は、例えば基準をつくりまして、日本にいる日本語の理解できない子どもが5人以上の場合に加配教員をつけるとか、10人以上の場合にとかという基準はつけているのですが、たくさんいる浜松市のような集住都市の場合には、50人いる子どもだったら5人つけてくれるのか、10人つけてくれるのかというようなことについては、予

算の枠がないという問題。

それから、文部科学省だけではない、外国人の学校に通う子どもたちが各種学校等に認定されないために、国交省に関係するわけですが、学割が認められない。だから、さっき北脇市長さんから御紹介がありましたように、授業料を月々4～5万円払って、その上に定期代が2万5,000円とか3万円とか取られるような現実もあって、こういうことも含めて、日本の義務教育なり、日本の中等・高等教育に受け入れるという、そういう枠組みづくりも大事だし、外国人の学校がある場合に、そういうところが不利にならないように、できる限りの手だてをしていただきたいということを働きかけてまいるつもりで部会のほうでは御議論しているつもりであります。

熊谷会長 いろいろな御議論の中で、義務教育の明確化ということは何人かの委員の方が言っておられますが、外国人の子どもに対しての義務教育ということについては何か御意見ございますか。

横山委員 質問になるのですけれども、1つは、外国は、例えばドイツ、あそこにはたしかトルコ人の移住者が非常に多かったと思いますが、そういう人に対してはどのような手を打っているのか、御調査をされた結果があるのかどうか。

それから、学校問題に絞ってもいいのですけれども、日本における外国人の扱いについて、それはちょっとひど過ぎるとかというようなことで外交問題になったことがあるのかどうかという点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。もし準備がなければ、次回に御報告いただければと思います。

手塚部会長 第1の点についてお答え申し上げますけれども、例えばヨーロッパ諸国では、外国人が子どもを連れて滞在する場合は、学校にきちんと義務教育の子どもをやっているかどうかというのは再三、自治体が確かめをいたします。そして、やっていないような場合には、いわゆる在留資格を認めない、ビザを出さないということをやっております。それで、外国人の受け入れが一番マイルドだった国は、最近はきついようですが、オランダだと思いますが、オランダでは3つのことを絶対的な条件として外国人の滞在を認めているわけでした、1つは、きちんとした仕事をしているということ。所得があって社会保険等々をかけている。それから、第2は子どもの教育をきちんとしている。第3は、住宅をきちんと確保しているかどうか。この3つさえきちんとしていれば、逆に在留資格を認めるというのがオランダの今までの状況です。ドイツの場合は、それがなければ認めないということで、部会などでも議論がありましたけれども、あるいは、せんだっての日系人のシンポジウムでも議論がありましたけれども、例えばその点を日本ではきちんと在留資

格の更新や査証を出す段階で確認を取ったかどうかとブラジルからいらっしゃった代表の方がおっしゃっておいまして、そのとおりだと思います。

実際に、外国人の方は3年ぐらいで帰る。特に日系人の方は、稼いで10倍の所得を持って帰るという御認識で無我夢中で働いておられますけれども、現状はリピーターになって定住から永住に移ってきていまして、そういう子どもたちが将来、日本の学校にもなじまなくて日本語ができない。そして、国にも帰れないという宙ぶらりんの状態をつくっていいのかどうか。

それから、いわゆるドロップアウトの比率ですが、浜松市の資料では、就学者数は16.5%で、これは最も少ない数だと思います。しかしながら、これは浜松市やボランティアの方たちの力でこうなっているのだと思いますが、実際には、全国的に見ると30~40%を超えているところもあるやに伺っております。アメリカ合衆国の場合は、御案内のとおり、西部ではヒスパニックの方が多いのですが、こういう人たちも何とか義務教育で、ドロップアウトはほとんどゼロだということを言っております。それから、ドイツのトルコ人の場合には、せんだって、ベルリンの議会の議員が書いていることですが、トルコ人の場合には20%ぐらいがドロップアウトしている。これは大問題であるということではありますが、日本の日系人の場合に、30%ぐらいがそうになっているというのは非常に大問題だと思います。この点で、私たちの部会ではそういうデータを出しながら御議論させていただきます。

それから、外交問題等々につきましては部長のほうから。

鹿取部長 今、外国人の問題が外交問題になっているかという御指摘がありました。私は、これまで領事当局間協議を幾つかの国とやっておりますが、ブラジルとも昨年初めて協議しました。これは第1回目で、非常に印象的な会議でございました。そのときに、日系ブラジル人の問題がかなり議論されました。特に、若い子どもたちが学校に行かない問題について、特にブラジルの場合は、青少年犯罪でブラジル人の占める割合が高いものですから、ブラジル本国政府はかなり問題意識を持っております。彼らの問題意識というのは、学校に行かない、あるいは教育に問題があるから青少年犯罪が増えるのだということで、日本側においてもいろいろ考えてほしいと、こういう問題意識がありました。

また、社会保険に入っていない人たちをどうするかという問題も指摘されました。これまでイラン、韓国、中国、フィリピン等々、領事当局間協議を行いました各国政府にとっては、日本にいる本国の人をどう守るか、日本にいる本国の人に対してどのようによりよい対応を確保できるかという問題が重要でございます。領事移住部はいろいろな外国人

との接点が多いのですが、もしもあえて「外交問題」ということであれば、ブラジルが一番問題であるような気がしました。特に青少年の問題、先ほども教育の問題、犯罪の問題については、きちんと対応しないと、ブラジルとの間では二国間関係としてもだんだん深刻な問題になり得ると思いました。外国人問題は多かれ少なかれ外交問題に関係します。今、横山委員から御指摘がありましたように、放っておくと外交問題にもなり得るという問題意識を持つ必要があります。現時点で外交問題になっているというわけではございませんけれども、ブラジル政府としては、日本における日系人の問題、特に青少年の問題については相当強い関心を持っていると思います。

また、先ほどちょっと語学の問題が出ましたけれども、私どもは海外にいると日本語普及ということに非常に重点を置きます。これは文部科学省と一緒に仕事をしているわけです。直さずに言えば、日本の影響力を国際的に高めていくために日本語を勉強する人をできるだけ増やしたいと思っているわけです。これは各国も同じです。例えばドイツ、フランス、アメリカ、イギリス、みんな自分の言葉をどうやって普及させるかを熱心に考えています。この間、ドイツに出張したときに非常に印象深かったのは、ドイツは「第2語学としてのドイツ語」というコンセプトを基に在外でドイツ語を普及に努力しているわけですけれども、同じコンセプトで国内にいる外国人にもできるだけドイツ語を覚えさせようと努力しています。国内にいる外国人は、ドイツ語を教えやすい環境にあるので、そういう国内にいる外国人に対して、できるだけドイツ語をマスターさせるということに国及び州が非常に積極的に、外国にいる外国人にドイツ語を教えるのと同じコンセプトで努力しています。それを非常に印象深く感じました。日本のように、国内にいる外国人の青少年に対しても、日本語を教える熱意のない国とは大きく違うと思いました。

横山委員 今に関連質問ですが、そのブラジルとの協議のときに、ブラジル側の言い分は、日本政府がもっとやってくれということなのか。それとも、自分たちがやるから、自分たちがやることの自由を認めるという主張なのか、どちらだったのでしょうか。

鹿取部長 基本的には、日本側でもっと支援してくれないか、そもそも日系人ではないかと、こういうことを言っておりました。

佐藤委員 義務教育化に関して、やはり少し慎重であるべきだろうというふうに思うのです。日系ブラジル人に関しては部会長の意見に賛成ですけれども、外国人というのは余りにも多様であるということです。つまり、これを一律に義務教育化することに対する問題性をどう把握していくのか。例えば在日朝鮮・韓国の方の問題であるとか、これも外国人なわけですから、これを一律に義務教育化していいのかどうかという問題をどう考えて

いくのか。

それからもう1点は、不法就労、いわゆる未登録者の問題ですが、この子どもたちの問題をどう考えていくのかという議論も併せて、つまり、義務化するとこれは除外されていくわけですが、それを除外する意味でそういうふうにするのかどうかということ。つまり、そういう子どもたちも今現実に日本の学校に就学しているわけですので、この2つの問題を慎重に議論をする必要があるのではないかと。つまり、日系ブラジル人だけでこの問題を議論してしまうと、これは1つの法律、制度ですから、さまざまな弊害を起してしまうという問題性があるんですね、義務教育の問題というのは。ですから、これは部会長の先ほどの御説明にもありましたけれども、日本の学校の問題等、子どもたちをどういう市民にしていくのかという議論と、もう1つは、外国人学校の位置づけの問題も併せてきちんと議論をしておかないと、義務教育に関してはいろいろな議論が錯綜していくような気がしますので、一律に義務教育化ということに関しては慎重であるべきだろうという意見です。

熊谷会長 これについて……。朴委員、どうぞ。

朴委員 私も全く同感でありまして、義務教育化するということ自体は、子どもの権利として当然、教育を受ける権利があるわけですから、それに関しては当然あるべきだと思うのですが、外国人ということを言っていますと、どうしても日系ブラジル人とか、そういった南米系ニューカマーのことを多く取り上げられるような気がするのですが、その他の国から、これだけ国際化している中でどうするかというものがやはり必要だと思うのです。

これは1つの意見ですが、提案をしたいものが1つありまして、実際に一般の公立の小学校に通うことになった子どもに対することですが、これは言ってみれば、小学生の日本の子どもにとっても、国際理解教育の生きた素材として、教材として十分活用できるものだろうと発想を変えて考えれば、おもしろいことができるのではないかと。これは、やはり文科省の考え一つで変わることもないかもしれませんが、最近、総合学習ということで、小学校、中学校で70～100時間という年間の時間を、自由というか、それぞれの学校の特色を出すようになっていきます。環境、国際理解教育、福祉、いろいろな形で取り組んでいるのですが、国際理解教育という部分は、指定されている学校は非常に一生懸命取り組んでいるのですが、そうじゃない学校は、その他の分野、例えば環境や福祉や、そういったようなところに比べるとどのくらい活発になっているのかということをもう一回考える必要があるのではないかと。要するに、総合学習の時間を国際理解教育というところ

るでいかに活用していくのかという戦略を立てる必要があるだろう。

もう1つが、実際に外国から来て住む人々にとっては、大人にとっても、子どもにとっても、自治体が窓口であり、実際の生活の場になっているわけですが、浜松市のように一生懸命がんばっているところもあります。そうじゃないところもある。要するに温度差があるというところの部分、いい成功事例をいかにいい形で普及して底上げするのかということだと思のですが、どうしても行政だけではできない部分があるので、N G O、N P Oが今がんばっているのです。そういう生の声を酌み上げて、その幾つかの事例ができていけば、その自治体の実情に合ったものの枝番がいい形でできるだろう。その部分をどういった形で普及・啓発させるのかという戦略が地方自治体は必要だろうと思うのです。

それから、最後に、経済的な側面での支援という部分を企業側にどう促すかということで考えたいのは、ブラジル人学校、ここに一覧が出ているのですが、実際に愛知県も三重県もそうですけれども、立派な学校があります。ブラジルの文科省の認可を持っているのですけれども、立派な教育はいいのですが、ものすごく高いのです。本来なら、義務教育だから、ただと言ってはあれだけでも、フリーであるはずなのに、月に3万円くらい、場合によっては3万数千円という形になります。それが、子どもが1人であった場合と、2人、3人であった場合、かなりの負担になっていく。そういったような部分へのケアというか、それは各雇った企業側がやるべきだろうと思うのですけれども、そういったところへのケアがどうなっているのかという実情をわかった上で、戦略を立てる必要があるのではないかと。そういったことをぜひ申し上げたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。手塚部会長、今の佐藤委員と朴委員の点で何か。

手塚部会長 今の点で、別にこの部会の意見として、日本の義務教育に外国人を強制して入ってもらうということではない。ただ、義務教育年限の子どもは、日本人であれ、外国人であれ、子どもの権利条約で言われているように教育を受ける権利がある。それで、できる限り無償でということがあるわけです。ただ、残念ながら、ブラジル人学校や、あるいはアメリカンスクール等々は非常に高い授業料を出すわけですから、そういうところは日本の場合には私立学校を認めておりますから、これはやむを得ない面もあると思います。ですから、結局、公教育として新しい機軸をつくる、今、朴委員の御提案のように、そういうことを自治体等々でお考えいただくことも大事なことだと思いますけれども、いずれにせよ、その年限の子どもたちは学校に行くということを確認しなくてはいけないという提言になっていくだろうと思います。

部会でも議論されましたので、改めて御紹介申し上げますと、小学校の低学年の子どもたちは、外国人の子どもであっても簡単に溶け込んでいける。これは、日本人が海外に出た場合も同じですけれども、問題は、小学校の高学年から中学校以上の子どもたちの問題が非常に大きいので、そのあたりに国としても何らかの具体的な方策を考えていかなければならないということでもあります。

それから、例えばの話が、外国人の子どもさんたちが外国人の子どもだということにじじめに遭いますのは、むしろ中学校以上になってからで、小学校のうちはそういうことがないということを今まで聞いております。ですから、その点がやはり日本人の国際理解教育といえますか、国際理解ができていないことが大人の世界から入り込んでくる。これが高学年にいけばいくほどそういうことがあるので、この点も言及する必要があるだろうというふうに部会長としては思っております。

以上です。

熊谷会長 わかりました。

それでは、時間が大分迫ってきましたので、第3点の「意思決定プロセスへの参画」について、まず手塚委員から御報告いただいて議論をしたいと思います。

手塚部会長 それでは、「意思決定プロセスへの参画」につきまして、部会の議論なり問題提起をさせていただきたいと思っております。

浜松の外国人市民会議など、多くの自治体では、外国人が地域社会に参加するために、「外国人会議」、一種のオンブズマン制度ですけれども、そういうものが設置されております。これらの点につきましては資料の中に、ある調査グループが調査をしてくださったものがありますので付けておきました。自治体に提言を提出するといったことや、住民投票に永住外国人の投票が認められるといったことも最近出てまいりました。

それから、団地や、先ほどの地域の自治会等々に参加する形での日本のコミュニティとの接触を図ることももちろん重要であります。そのためには、先ほどのように日本語が外国人の側でも堪能であるということ。あるいは、外国人との間のキーパーソンになってくださる方たちが日本人の中から出てくることも必要であります。

これに対しまして、委員の方々より以下のような意見がありました。外国人コミュニティ団体を大切に育てて、互いに協力しつつ、外国人の地域社会における意思決定過程への参画のあり方に関する議論を積極的に進めていくことも大事である。

それから、外国人に対する職業等の制限について調査を進めて、日本にとって必要な外国人にどこまで権限を認めるかの点につき、開かれた議論が必要である。職業制限があり、

現実には公務員以外にも幾つかの職種についてはまだございます。こういう点、あるいはお医者さんなども大量に不足しているのですが、医師法や助産士、保健士、看護師法では、外国の教育を受けた方について、日本でそれと同等の資格があるというふうに認めれば、日本で医業に就けるのですけれども、看護師さんになれるのですが、今のところは全く認められていない。それから、英語等々の教員についても、御案内のとおり、あくまでも補助教員でいろいろな学校を掛け持ちでやっていて、実際に自分の国で教員の資格のある方でも、ちゃんとそれが日本の教員として受け入れられないという問題等々もあるということも指摘はしてまいりたいと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。前回の外国人問題部会で事務局が御依頼を受けております外国人に対する職業の制限、それから公務員への就任権に関する資料を事務局のほうで準備をいたしましたので、御参照いただけたらと思います。

それでは、今の手塚部会長の御提言というか、御説明につきましてそれぞれの御意見を承りたいと思いますが、まず先に仮野委員から参政権の問題を含めて何か御発言がありましたので、どうぞ。

仮野委員 ありがとうございます。恐らく、部会でも議論されたことだと思いますが、外国人の地方参政権について、当審議会では明確に付与するべきであると主張してほしいというのが私の希望であります。

実は、経験的に言いますと、新聞社の中にも付与すべきであるという社と、しないでいいという社がありますが、私は、まだ毎日新聞の論説委員時代、参政権を付与すべきであるという社説を書きました。社内では大激論がありました。当然ながら、ほぼ半分に分かれました。一口で言うと、参政権を付与するということは意思決定過程への参画を認めることであり、それはだめだという意見ですね。当方としては、先ほど谷野委員が触れられましたけれども、憲法違反でもなければ、たしか当時、最高裁の判決で、これはいわば政治の場で決めることだという決定がありました。それもあって、大議論の末、僅差で付与派が勝ちまして、毎日新聞として付与すべきだという社論を打ち出したことがありました。それほどに悩ましい問題であります。

それから、これは付与したほうがもっと地域社会に外国人の皆さんが溶け込むことの動機になると思ったのは、阪神大震災が起きたときに、在日の人たちがみんなで協力し合って、被災者たる日本人たちを支援したというケースがありました。たしか芦屋か神戸だったと思うのですが、正確なことは失念しましたが、その支援をしてくれたことに各自治体の市議会が感謝決議というのをやったことがあります。私はそれを現実に現地で取材した

経験があるのですが、それを聞いたときに本当に涙が出る思いがしました。かつて関東大震災のときには、流言飛語で在日の人たちを日本人側が傷めつけたという経緯がありましたが、実はそんなことではなくて、阪神大震災のときは在日の人たちが日本人を助けたというか、支援した。そこに歴史の変化、大きな違いがあるなというふうに思ったのが参政権を付与すべきだというふうに思った経緯であります。憲法判断及び最高裁の判断もそういう時代になっているわけですから、ここは思い切ってというか、我々として付与すべきであると明確に打ち出したらいかがかというのが私の意見であります。

熊谷会長 今の仮野委員の御意見について、何かございますか。

手塚部会長 部会長から若干補足させていただきますが、最高裁の判例は「付与すべきである」とは書いてありません。御案内のとおり、「国政については日本国民に限定する。しかしながら、地方自治体の選挙においては、地方自治法なり公職選挙法を改正して、外国人に投票を認める余地がある」という具合に言っているわけで、それを政治の問題で投げ返されているわけです。ですから、この審議会で御議論いただくとしても、恐らくここで決められる権限があるかどうかという点が、とりわけ縦割りでいきますと、総務省が自治法と、公職選挙法についての権限を持っている。そういうところに問題を投げるということだろうと思います。

なお、諸外国の実例から申し上げますと、EUの中では、一部の国において地方自治体の選挙権を外国人に認めているのですが（資料参照）一般的にはEU国民はEU議会選挙はもとより自分の国の投票もできるし、それから自治体などについてEU国民についてはEU内ではどこでも投票できるという方向に進んでいます。例えば我々日本人がEUに住んでいて、その地方自治体の選挙ができるということは、長年住んでいる方でもございません。ですから、そのあたりのところを日本が世に先駆けてそういう方向を打ち出せるということならば、それはそれで私はこの審議会で議論していただいて結構だと思います。

仮野委員 1点、済みません。今の部会長の発言は、我々の審議会に権限がないという表現は理解できないのですが。提言はできるのではないですか。

手塚部会長 提言はできると思います。ですから、こういう方向でという提言をするかどうかですね。

中谷委員 地方参政権の問題については、私個人としては、各地方自治体の判断に委ねるような法改正が可能かどうかというのは検討の余地があるのかなと思います。

それから、参政権の問題に比べればやや個別的な問題になりますが、先ほどの教育にも

関わる重要な問題かもしれないと思われるのが、いわゆる“当然の法理”の公立学校の先生の適用の是非の問題についてであります。“当然の法理”といいますのは、「公権力の行使や公の意思の決定への参画に関わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」ということで、公立学校の教諭についても、校長先生が行う公務の運営に参画することによって、公の意思の形成への参画に携わることが職務としていると認められるから、この法理が適用されるのだというのが今までの考え方だったかと思いますが、この考え方はやや拡大し過ぎの解釈かと思えます。国立学校が法人化されて、国立大学法人では学長を含む管理職への外国人の登用も可能な今日においては、今言ったような考え方は時代錯誤の感さえ否めない。また、実質的にも、子どもたちが将来大人になって、さまざまな場面で公の意思決定に参加するに際しては、子どものうちから、世界にはさまざまな国や人が存在し、さまざまなものの考え方が存在するというを外国国籍の先生から直接教わることは大いに推奨されるべき重要なことであり、この点、その外国人の先生の利益という観点のみならず、日本人の子どもの利益という観点からも、また更に、外国籍の子どもで日本の公立学校に通っている子どもの利益という観点からも、採用されて然るべきだろうと。常勤講師としてではなく、教諭としても採用すべきだろうと考えます。そういった形での提言というのがなされればいいかなと思っております。

手塚部会長 今の中谷委員の御意見と全く同じ結論に部会では達しております。ですから、むしろ整理していただきありがとうございました。

谷野委員 私の理解は、ヨーロッパではかなり多くの国が地方自治体の参政権については、外国人の住民に対しても認める方向になってきていると理解しているのですが。私が1つ覚えているのは、ナカダさんという日本人のソプラノ歌手が、ドイツで地方議会に立候補したのではなかったでしょうか。先ほどの手塚先生の御説明は、そうではないという御趣旨だったのでしょうか。

手塚部会長 ドイツで、実際にはハンブルクとか、1～2の州レベルで地方自治体の選挙権を認めようという動きがありまして、それから、地方自治体のもう1つ下のコミュニティレベルでは認めているところもございます。ですから、地方自治体の選挙は2つレベルがあると思うのですが、コミュニティのレベルと、日本の都道府県より強力な州を持っているわけですから、地方分権の州との2層の構造になっていて、今議論が集中していますのは、州の議会の議員の選挙に外国人に選挙権があるかどうか、あるいはEUの国民があるかどうか、そういう点だと思います。だから、コミュニティの中には認めているところも出てきているということですね。

谷野委員 むしろヨーロッパは、全般的に言って、外国人であっても長期にそこに居住している人たちについては、地方政治への参加が・・・。

手塚部会長 長期に滞在している外国人の場合ですね。

熊谷会長 事務局で用意していただいた資料で、外国人の就労制限の中にあるようです。5～6枚目ですが、2というところに参政権の問題が出ておるようでございます。

当審議会としては、いろいろな議論の中で、当然、こうあるべきだという方向について提言するのは何ら問題はないと理解しております、そういうことで参政権の問題につきましても、各委員の御意見が、それは地方自治においては認めるべきであるということであれば、そういう方向づけをきちんと答申なり何なりの中で取り上げればいいのかというふうに思います。

これだけの問題を2時間で議論しろというほうが、誠に会長の不手際で申しわけないのですが、なかなか難しいわけでございます。しかし、大分いろいろな問題につきましても、そうは言いながらも、大体は皆さんの御同意が得られている方向になってきていると思うのです。今の問題の中でも、例えば今回は議論できなかったのですが、宗教とか道徳の問題についても、当然、プロセスの問題でも、あるいは教育の問題にもそれぞれに関わってくる問題でございますが、少し時間がありますので、今、私がちょっと漏らしました宗教・道徳の問題について、我々はどういうふうに考えていけばいいのかということについて御意見があれば最後に承って、ちょうど5時に近くなってきておりますが、どの問題に関しても、あるいは教育に関してでも結構ですし、参政権の問題に関してでも結構ですし、しかしながら、これは大変大事な問題かと思いますが、何か御意見ございますか。

谷野委員 今の問題ではないのですが、具体的な話ということだ、前回申し上げましたが、手塚先生のおまとめになったペーパーに触れていないので、もう一回申し上げたいと思うのですが、それは就学生の問題です。いわば留学生の予備軍ですね。世間のイメージは非常に良くないし、それは、理由はなくはないと思うのですが、しかし、先回も申し上げたように、非常に志の高い若者たちこそが大多数なんです。韓国からの就学生、その1人は3年前線路に落ちた人を救わんとして飛び込んで命を落とした人です。この人は韓国の高齢大学の学生だった。我々はこの難しい日本語を勉強してくれるというのは非常にありがたいと思わなければいけない。しかし、この人たちには例えば、通学の際の学割が全く認められていない。学費には消費税がかかる。それから、安い下宿先を世話するような、留学生にあるような公的な支援が就学生については全くない。他方、この人たちこそは初めての日本で、恐らく留学生よりは金がかかるとさえ思うのです。ところが、そ

れに対する財政的な支援がほとんどないのみならず、学割もないということです。

それからもう1つは、日本語学校というのは、私が理解しているところでは、彼ら・彼女らが夜通学するのはだめだそうです。夜、彼ら・彼女らにこういう学習の機会を与えられれば、昼何時間かはむしろもっとまともな仕事ができる。夜はだめだと言われているから、昼勉強して、いろいろな夜の世界の仕事に就く。だから、夜学も認めてあげるとか、いろいろ就学生について改善されるべきところは多々あると思いますので申し上げます。

熊谷会長 わりました。就学生の問題ですが、今、具体的に問題になっているようなことについての御提言がございましたが、これについてはよく調べていただくとともに、まだまだ部会もございますので。

櫻井委員 意思決定プロセスへの参画の話と主として関係するのですけれども、公権力の行使の件ですが、規制緩和とか、総合規制改革会議の議論であるとか、公権力の行使という概念は最近、非常に旗色が悪いのですけれども、私、排他的になる必要は全然ないと思うのですが、公権力の行使というのは何なのか、何をあらわしているのかということですが、これはらっきょの皮剥きみたいなもので、個別に見ていきますと、これは別に外国人でもいいじゃないか、何も弊害はないじゃないかというふうにやっていきますと、公権力の公使のかなりの部分はなくなってしまうところが恐らくはあると思うのです。それは事実だと思うのです。

ただ、一方で思いますのは、プライバシーの議論などでときどきあるのですけれども、個人のささいな情報がありますよね。どうでもいいような情報、髪の毛が黒いとか、目が小さいとか、身長は何センチとか、そういうささいな情報をどんどん剥がしていきますと、それは別にいいんだと言っているうちに、結局、その人が丸裸になってしまうという現象があって、公権力の行使の話も実はそうで、“当然の法理”と先ほど言われたのですけれども、もともと日本国というのがあって、日本国は主権国家ですから、主権というのを持っている。主権に関わる話が公権力の行使という議論で、したがって、その公権力の行使をするのは当然、もしくは、国民から付託を受けた公務員であるという法理があるんですね。それで、1個ずつハズしていくと、そのうち日本国という国がなくなってしまうのではないかという感じがありまして、個別的なアプローチだけでは議論としては、視点として欠けているものが恐らくあるだろうというふうに思っています、そこは全体を見ながら、国際社会も結局のところ、主権国家が並立して存在しているわけですので、そういう違う観点からのアプローチというのを忘れてはいけないうらう。

もし公権力の行使を外す場合には、やはり広げればいいというものではないので、そう

いうものを緩和して外国人にも門戸を開くだけの社会的な実態と実質的な理由というものが常に伴っているということが必要であり、制限を撤廃すれば国際的であるということでは全くありませんので、現実的な合理性のある形での規制緩和をやるということが当然だし、そういうことをかませないと議論としては説得力がないのではないかと思います。

それから、今日の御議論は、最近、特に社会の治安が悪化したり何かして、少し世間のトーンが変わっていると思うのですが、少し常識からズレていると言っては何ですが、外国人に非常に親和的であるという感じがして、本当に世間もそうかなという感じがするところで、その点は違和感があったということは申し上げたいと思います。

熊谷会長 確かに、そういう視点でものを考えることも大変大事だと思いますから、答申をまとめる中では、当然、広い観点というか、今のような御指摘の点も視野の中に入れてやるべきではあると思います。それは十分、議論の中で煮詰めていきたいと思います。

仮野委員、何かございますか。

仮野委員 ありがとうございます。

外国人と日本人との関係で、これは私、不勉強なので、どなたか専門の方がおられればお聞きしたいと思いつつ頭の中で気になっているのですが、以前、何かで勉強したときに、いわゆる国籍の問題ですが、たしか先進国の中には属地主義というのがあって、一方、日本の場合は属国主義というのをとられているというのが記憶にあります。この問題は一回議論したほうがいいのではないのでしょうか。そこまで考えないと、国際社会はもっとグローバル化が進み、人口の流動化が進む中で、そして結果的に外国人労働者を受け入れるのか、受け入れないかというような問題にもなってくるのですけれども、国籍の問題も深く考える必要があるのではないかと。これは私も勉強してきますけれども、そういう気がするものですから、ぜひどなたか御専門の方、教えてください。あるいは、これは余り議論しなくていいのでしょうか。

手塚部会長 一言簡単に。英米系の先進諸国は生地主義で国籍を認めておりますが、大陸諸国は、ドイツ、フランスを中心にして長いこと血統主義をとっておりました。しかし、最近、長い間、移民を受け入れてきて、あるいは外国人労働者を受け入れてきて、ドイツ等々では2代目以降を、要するに生地主義をとって、二重国籍を当分与えると。それで、成人になって選択する。アメリカ合衆国と同じですが、そういう方向に転換いたしました。日本の場合に、課題としてそちらにいくというのも1つの議論でありましょうし、もう1つは、日本のいわゆる帰化申請については、これは法務省の入管局ではありませんで、民事局ですが、非常に難しい。ですから、やはり日本にいて5年、10年、日本できちんとし

た仕事をして日本に貢献してくださる方について、帰化も簡素化するような方向を提起するか、あるいは、いっそのこと生地主義をとるのか、そのあたりのところは部会で持ち帰って議論をしてみたいと思います。

熊谷会長 それでは、恐縮ですけれども、時間が5時になってしまいましたので、このあたりで一応、今日の議論は終わりにいたしまして、今後の日程について御案内をさせていただきます。

まずは、外国人問題部会に関してまして、手塚部会長からお願いいたします。

手塚部会長 今後の外国人問題部会に関しましては、7月と9月に開催して、答申作成のための総括の議論を行っていただきますが、第1回外国人問題部会が昨年2月に行われて以降、幾分時間もたってきているということもありまして、総括の議論に入る前に、これまでの部会、総会での御議論を更に補足すべきことがあれば、それを補うことも重要かと考えております。

そこで、外国人部会長の私としては、4、5、6月の3カ月の間に3回ほど御都合がつく部会メンバーの方、あるいは、もちろん部会メンバー以外の方で御関心のある方は御参加くださっても構わないわけですが、非公式の検討会のような会合を開催してはいかがかと考えております。私の一案としましては、例えば外国人労働者の受入問題、あるいは在日外国人の労働者の雇用就労問題や社会保障、それから在日外国人に関わる教育問題といったテーマを考えて、それぞれの会合には専門分野の有識者もしくは関係省庁の担当者を招いての質疑応答も行ってはどうかと考えております。こういう形の会合は、どうも今まではどの審議会でも行っていませんし、これは新たな試みだと思っております。

なお、恐縮でありますけれども、検討会につきましては、予算上の都合がありまして、委員手当等の支給ができないということですので、御参加いただくのはあくまでもボランティアベースということになります。

それで、検討会の後、それまでの委員の意見を踏まえて、外国人問題についての答申の骨子案を作成して、7月の部会で皆様にお諮りをし、更に、その部会の上で審議会に提案をしてみたいと思います。もしも検討会開催について御了承いただけますれば、追って事務局より日程調整等々の御相談をさせていただきたいと思っております。このような検討会について、皆様より参考意見がありましたらどうぞお願いいたします。

朴委員 手塚部会長の提案、大賛成です。恐らく私が一番遠いところから来るようですが、幸い給料をもらっていますので大丈夫です。1つ、「意思決定プロセスへの参画」の部分に関しては言及されていなかったのですが、その3カ月間の間に、参政権とか、そう

いう部分に関しては議論は行わないということですか。

手塚部会長 行いたいと思います。

朴委員 ありがとうございます。大賛成です。

植本委員 私も、検討会をすることについてはぜひ必要だというふうに思っています。今までの議論で、先ほど櫻井委員のほうから御指摘もありましたが、非常に生煮えの感が否めない内容が多々ありますので、きちんと詰めた議論をすることは非常に重要だと思っ
ていまして、ぜひともやっていただきたいと思うのです。ただ、今、非公式とおっしゃった部分のボランティアというのはいいのですけれども、取り扱いについては、いわば部会
と同じ議論のレベルの取り扱いをしていただきたい。この部分についてが、逆に、それ
はボランティアでやって、別の検討会ですから、あれはあのことということではなくて、
きちんと積み上げの議論としてやっていけるような運営の仕方をお願いしたいと思います。

手塚部会長 これは部会の議論を補う、あるいは相互に補完するという理解で結構だと思
います。

熊谷会長 私もそれに賛成をいたします。

中山委員 私もぜひ開いていただけたらと思っておりますし、非常に難しい大きなテー
マでございますから、何度も議論していただき、切り口も、組織の話、それからテーマの
取り方も色々あろうかと思えます。ぜひ開いていただきたいと思っております。ただし、
審議会の一連の委員会ということですので、審議会のものとしてお考えいただきたいと思
っております。

鹿取部長 よくわかりました。検討させていただきます。

熊谷会長 大変ありがとうございました。行き届きませんで、これだけの大きな問題で
すから、本当に議論として詰まっていないと思います。おっしゃるように生煮えだと思
います。ですから、外国人問題部会でも更に更にひとつ詰めていただきまして、やはり審議
会としての方向づけが具体性を持ってできるようにしたいものと考えます。

なお、本日の議論につきましても、外務省のホームページに掲載させていただく予定で
ございますので、各位追って事務局から送付されます議事録（案）を御確認くださいませ
うようお願いいたします。

この後、手塚部会長から、本日の議論につきまして記者ブリーフをさせていただく予定
です。各委員の御意見を十分に踏まえた上で取り行いたいと思っておりますので、御一任のほど
お願い申し上げます。

他方、領事改革部会及び総会の日程が決まりましたので、三好課長のほうから御発言を

お願いいたします。

三好課長 次回、領事改革部会につきましては、5月12日の午後3時から、本日と同じ場所で第4回領事改革部会ということで予定させていただいております。また、その部会を受けての総会、第7回になりますが、これを6月9日の午後3時から、同じくこの場所で開催させていただきたいと思っております。詳細につきましては、別途事務局から御連絡させていただきたいと存じます。

熊谷会長 それでは、時間を少し超過して申しわけございません。「海外交流審議会第6回総会」をこれにて閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。